

遊漁船業法改正に伴う 手続き・対応について

大阪府で遊漁船業登録をしている皆様へ

遊漁船業法の改正に関する説明会（大阪府）
令和6年2月20日（火）
大阪府 水産課 指導・調整グループ



大阪府の遊漁船業登録の概要

現状（令和6年2月19日時点）

• 大阪府での登録 **166事業者、207隻**

〔内訳〕

漁業との兼業	52	漁船	64
遊漁船専業	114	漁船以外	143
（計）	166	（計）	207



• 案内する漁場 大阪府、和歌山県、兵庫県、滋賀県（琵琶湖）等





遊漁船業者の皆様へ新しくしていただきたい対応

1. 新たな業務規程の作成
2. 損害賠償保険の引き上げ
3. 各種記録の作成
4. 利用者の安全確保等に関する情報の公開
5. 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示
6. 重大な事故が発生した際の大阪府への報告



1. 新たな業務規程の作成 **(令和6年10月1日までに)**

必要なご対応

- 業務規程例（記載例）を参考に新たな業務規程を作成し、令和6年4月1日から**令和6年10月1日**までに大阪府へ提出ください。
- 新しく作成した業務規程は、営業所 及び 遊漁船に備え置いてください。
※ 営業所の備え置きは電子でも可

業務規程を提出する前に確認してください

- 別表1～4、6別添、7～9、11～13の内容がすべて記入されていること
- 別表1、9の連絡責任者は、船長や遊漁船業務主任者ではなく、陸上にいる人を選任していること
- 別表1、4の遊漁船の情報は、船舶検査証の記載内容と差異がないこと



1. 新たな業務規程の作成 （令和6年10月1日までに）

【提出するもの】

- 業務規程変更届出書
- 業務規程（新しい様式で作成したもの）

【提出方法】

窓口持参、郵送、
大阪府行政オンラインシステム（pdfを添付） ※フォーム作成中

【届出書記入方法】

業務規程（全部） ← ●
旧様式 ← ●
新様式 ← ●

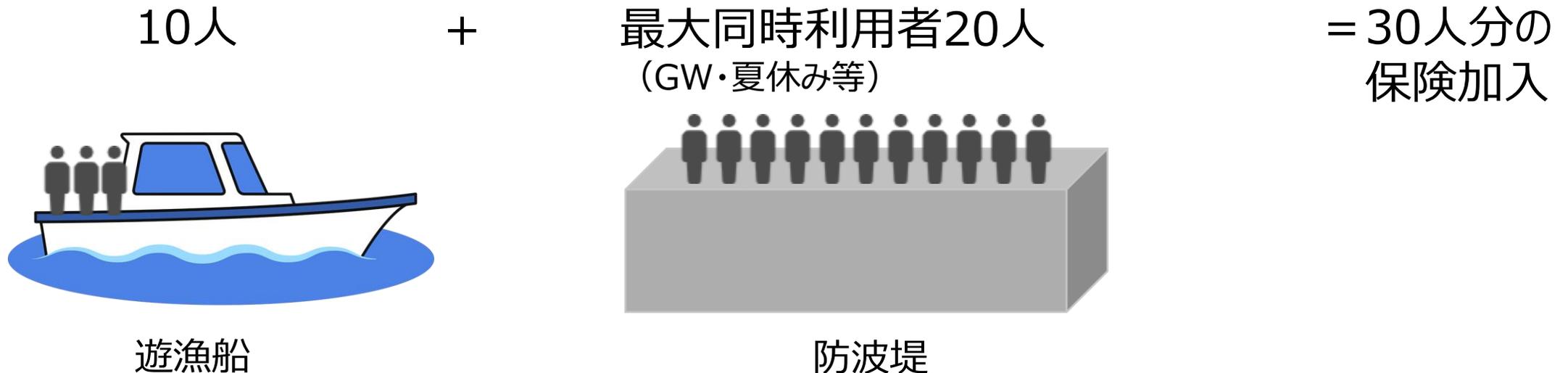
別記様式第六号（第十二条関係）

業務規程変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
		年 月 日	
知事 殿		届出者	
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号（ - ）	電話番号（ ） -	メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年	月	日
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
変更 に係る 事項	変更前	変更後	
●			
	●		
		●	

2. 損害賠償保険の引き上げ（令和7年4月1日までに）

必要なご対応

- 令和6年度中の損害賠償保険の更新の際は、旅客定員1人あたり **5,000万円以上**の損害賠償保険に加入してください。
- 瀬渡しを行う場合は、利用定員分（同時に漁場（遊漁船内含む）にいる最大人数）の損害賠償保険に加入してください。





2. 損害賠償保険の引き上げ (令和7年4月1日までに)

【提出するもの】

- 遊漁船業者登録事項変更届出書
- 損害賠償保険証書 (写)
- 船舶検査証書 (写)

【提出方法】

窓口持参、郵送、
大阪府行政オンラインシステム (pdfを添付) ※フォーム作成中

【届出書記入方法】

損害賠償保険期間／定員 1 名当たりの額 ← ●

令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 / 3,000 万円 ← ●

令和△年△月△日 から 令和△年△月△日 / 5,000 万円 ← ●

別記様式第五号 (第十一号関係)

遊漁船業者登録事項変更届出書			
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
年 月 日			
届出者			
知事 殿			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-)	電話番号 () -	メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年	月	日
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
変更に係る事項	変更前	変更後	
●			
	●		
		●	



3. 各種記録の作成・保存（令和6年4月1日以降）

必要なご対応

- 以下3つの記録表を作成し、**1年間保存**してください。
(電子媒体で作成・保存も可能)

- ① 出航前の検査（業務規程 別表5の1）
- ② 発航前の酒気帯び、健康状態確認（業務規程 別表5の2）
- ③ 乗務記録（業務規程 別記様式第2号）

※ 業務規程例の様式例を参考に、適宜、行や列を追加して作成・記録してください。



4. 利用者の安全確保等に関する情報の公開

※ 令和6年
4月1日以降

必要なご対応

- 以下7つの別表の内容を、**原則インターネットにより公表**してください。
- ※ 常時使用する従業者が1人以下の場合、自ら管理するウェブサイト[※]を有していない場合は 営業所に掲示も可

別表4 遊漁船、設備等

登録作成		インターネット又は営業所での掲示等により公表すること	
別表4 (全 枚の 枚目)	遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等		
遊漁船の名称	船舶番号、遊漁登録番号等	総トン数	長さ
	航行区域 (該当に○)		旅客定員又は利用定員
	遊漁船の使用状況 (該当に○)		業務形態主たる業務・◎ その他全て：○
遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※1の状況 (該当に○)	救命設備※2の状況 (該当に○)	通信設備や救命設備について、義務付け前や対象外のため備えていない場合は空欄で可
船舶の所有状況 (該当に○)			
1 第1A丸	KN2-00000	0	10 m
	(○) 平水・() 限定沿海・() 沿海・() 遠洋、近海		(○) 船釣り
	(○) 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用		(○) 観測※2
	(○) 単独記載・() 業務用無償		() 改良型救命いかだ
	(○) 重複記載・() 衛星電話		(○) EPIRB (非常用位置等発信装置)
	(○) 自己所有船舶・() その他		() AIS (船舶自動識別装置)
	(○) 他者所有船舶 (携帯電話)		義務付け前や平水区域でサービスエリア内であれば携帯電話も可
2 第1B丸	KN2-00000	0	10 m
	(○) 平水・() 限定沿海・(○) 沿海・() 遠洋、近海		(○) 船釣り
	() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用		(○) 観測※2
	() 単独記載・(○) 業務用無償		() 改良型救命いかだ
	(○) 重複記載・() 衛星電話		(○) EPIRB (非常用位置等発信装置)
	(○) 自己所有船舶・() その他		() AIS (船舶自動識別装置)
	(○) 他者所有船舶		() その他
重複記載※3している場合の事由	(○) 多客期にチャーターするため		() その他

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。
 ※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務を指し、磯渡し、夜漁、防波堤渡し、沖で干出す場所での潮干狩り等が該当 (法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。
 ※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船として記載されているもの。

別表6 安全確保等

登録作成	インターネット又は営業所での掲示等により公表すること
別表6	安全の確保のための船長及び業務主任者が遵守すべき事項
	航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。
	○一般的事項
	・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
	・航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
	・航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します
	・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣 (船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。) を着用します。
	・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
	・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
	・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
	・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
	・随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
	・その他 ()
	○船釣りをする場合
	・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。
	○瀬渡しをする場合
	・利用者の安全確保のため、渡した磯等定期的に巡回します。
	・磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。
	・磯等において採捕を終了した利用者を取寄せ帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。
	○体験漁業 (観光位置、観光底びき等) をする場合
	・利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別表7 出航中止基準等

登録作成	インターネット又は営業所での掲示等により公表すること
別表7	出航中止基準及び帰航基準
出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)
	(○) 単独の判断
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。
	・海上警報 (風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中
	出航地の波高 <input type="checkbox"/> m以上
	出航地の風速 <input type="checkbox"/> m以上
	出航地の視程 <input type="checkbox"/> m未満
	・落雷のおそれがあるとき
	・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき
	・その他 ()
	(○) 団体による判断
	出航中止の判断は、以下のとおり行います。
	①出航中止を判断する団体名 <input type="checkbox"/>
	②上記団体の代表者、連絡先 <input type="checkbox"/>
	代表者 <input type="checkbox"/> ××
	連絡先 <input type="checkbox"/> 090-0000-XXXX
	③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号
	別紙1のとおり
	④出航中止の判断の方法
	別紙2のとおり
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。
	・海上警報 (風、霧等)、波浪警報の発令
	・利用者に急病人やケガ人が出たとき
	漁場における波高 <input type="checkbox"/> m以上
	漁場における風速 <input type="checkbox"/> m以上
	漁場における視程 <input type="checkbox"/> m未満
	・落雷のおそれがあるとき
	・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき
	・その他 ()

別表8 気象等悪化時

登録作成	インターネット又は営業所での掲示等により公表すること
別表8	気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処
気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。
	案内する漁場の位置
	××防波堤
	○△湾西部
	△△沖
	●●岬周辺海域
	□□島周辺
	○△港
	××港
	□□港
	☆☆港
	上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。
	瀬渡し (磯、筏、防波堤等渡し) の業務を行う場合
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ (該当に○)	(○) 携帯電話
	(○) 衛星電話
	(○) 利用者に渡した発煙筒
	(○) その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を取寄せ業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を取寄せ帰航させる方法	(○) 協議と緊急時の応援体制を取り決めており、漁協所属の船舶を使用して利用者を取寄せ帰航させる。
	(○) 協議会において緊急時の応援体制を取り決めており、協議会加盟の船舶を使用して利用者を取寄せ帰航させる。
津波警報、注意報が発令された場合の対応	早急に利用者の安否確認を行い、直ちに回収に向かう等

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。
 ※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者へ連絡する。



4. 利用者の安全確保等に関する情報の公開

※ 令和6年
4月1日以降

別表10 情報を収集すべき事項

インターネット又は営業所での掲示等により公表すること

別表10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

別表11 安全関係の周知

インターネット又は営業所での掲示等により公表すること

別表11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	<input type="checkbox"/> インターネット又は営業所での掲示等により公表すること <input type="checkbox"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。 <input type="checkbox"/> 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 <input type="checkbox"/> 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらおう(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	<input type="checkbox"/> 一般の事項 <input type="checkbox"/> 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと <input type="checkbox"/> 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと <input type="checkbox"/> 航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること <input type="checkbox"/> 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと <input type="checkbox"/> 救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 <input type="checkbox"/> 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 <input type="checkbox"/> 落水者の発生等、非常時における他の利用者への救助協力 <input type="checkbox"/> 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること <input type="checkbox"/> その他(.....) <input type="checkbox"/> 瀬渡しの場合 <input type="checkbox"/> 瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること <input type="checkbox"/> 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 <input type="checkbox"/> その他(.....)
漁場において口頭で説明する。	<input type="checkbox"/> 一般の事項 <input type="checkbox"/> 案内する漁場において注意すべき事項(自由記載(必須).....) <input type="checkbox"/> その他(.....) <input type="checkbox"/> 瀬渡しの場合 <input type="checkbox"/> 磯等からの帰航時間 <input type="checkbox"/> 磯等で天候が急変した場合における避難場所 <input type="checkbox"/> 安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) <input type="checkbox"/> 船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項(自由記載(必須).....) <input type="checkbox"/> その他(.....)

別表12 保険、業務改善命令

登録番号	氏名又は名称
作成日	変更日 1: / / 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報(様式例)

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
A丸	5千円	10名	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで
B丸	7千円	5名	令和〇年〇〇月〇〇日から 令和〇年〇〇月〇〇日まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	● ● ○ ○
命令を受けた日	令和〇年〇〇月〇〇日
命令を受けた理由	見張り不十分による衝突事故を起こしたため
命令の内容	業務規程を遵守し、利用者の安全を確保すること
命令を受けて講じた(講じようとする)措置	業務規程を遵守し、適切な見張りを実施



5. 遊漁船業者登録票のインターネットでの掲示

※ 令和6年
4月1日以降

必要なご対応

別記様式第八号（第十八条関係）

- 遊漁船業者登録票を作成し、**営業所及び遊漁船ごとに公衆の見やすい場所に掲示**してください。
- 併せて遊漁船業者登録票は、**原則インターネットでも公表**してください。

《従来の掲示方法が可能になる場合》

- ※ 常時使用する従業者が1人以下の場合
- ※ 自ら管理するウェブサイト有していない場合

遊漁船業者登録票	
必要な大きさ 《遊漁船》 横16cm以上×縦27cm以上 《営業所》 横25cm以上×縦40cm以上	
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	年 月 日から 年 月 日まで



6. 重大な事故が発生した際の大阪府への報告

※ 令和6年
4月1日以降

必要なご対応

- 重大な事故が発生した場合、大阪府へ速やかに報告してください（業務規程 別記様式第1号を提出）。
- 大阪府は、ホームページにて公表します（新法第22条）。

《公表内容》

日時、場所、事業者名、遊漁船名、事故の種類、死傷者数

別記様式第1号（様式例）

都道府県 遊漁船業担当者 あて

法第19条に基づく重大事故の報告書（第 報）

報告年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
事故発生の日時及び場所	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時頃
遊漁船の名称	A丸
事業者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名も記入）	〇〇 △△
連絡先（TEL）090-0000-.....（e-mail）〇〇@〇〇. 〇〇	
事業者の登録番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
報告者名（事業者が報告した場合は不要）	
連絡先（TEL）	（e-mail）
事故の種類（該当に○）	（○）衝突事故、（ ）乗揚・座礁事故、（ ）転覆事故 （ ）滅失（沈没）事故、（ ）火災事故（ ）機関等故障、（ ）その他（ ）
事故の原因	前方不注意
乗船した船長の氏名	〇〇 ××
乗船した業務主任者の氏名	同上
事故発生時の気象・海象等の状況	晴天 南西の風1m/秒 ・ 波高1m うねりなし
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度	死亡者数 〇名 行方不明者数 〇名 負傷者数 〇名 医師の治療を要する期間〇〇日
損壊した物及び損壊の程度	船首における直径30cmの穴及び破損箇所からの浸水
死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考になる情報	〇〇 ××
当該事故について講じた措置	事故当時、黄色い上着と赤い帽子を着用 事故直後、連絡責任者及び海上保安庁への連絡、救助要請
事故時の業務の形態（該当に○）	（○）船釣り（ ）瀬渡し（ ）その他
乗船した利用者の数	10名
備考	

※随時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。

遊漁船業登録の更新について（令和6年4月1日以降）

- 令和6年4月1日以降に登録を更新する際の提出書類は、以下のとおりです。

【提出するもの】

- 遊漁船業者登録申請書
- 登録拒否事項に該当しない旨の誓約書
- 実務研修若しくは実務経験を証する書類
- 業務主任者に関する誓約書
- 遊漁船業務主任者講習会受講修了証明書（写）
（受講日より5年以内のもの）
- 小型船舶操縦免許証等（写）
- 損害賠償保険証書（写）
- 船舶検査証書（写）
- 業務主任者全員の住民票・自動車運転免許証等
- 登記簿謄本及び役員全員の住民票・運転免許証等
（法人の場合）
- 業務規程（全部）**

※ 更新時に新たに**業務規程の提出**が追加

※ 登録更新は**有効期間満了日の30日前**までに申請

遊漁船業法の改正に関する情報は
大阪府ホームページに掲載していきますので、
随時ご確認ください。



大阪府／遊漁船業の登録・利用について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/yuugyosen/>

